

東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業実施要綱

(制定) 平成27年 3月23日付26環エ計第354号

(改正) 平成28年 1月18日付27環地環第350号

(改正) 平成29年 5月15日付29環地次第53号

(改正) 令和 2年 3月19日付31環地次第613号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素社会の早期実現に向けて、水素エネルギーの普及拡大を図る東京都内（以下「都内」という。）の区市町村における燃料電池自動車の導入を促進するために行う「東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、水素供給設備の整備促進をはじめ、水素エネルギーの普及拡大を図り、かつ、燃料電池自動車を自ら導入する都内の区市町村に対し、燃料電池自動車の導入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- 1 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。）に該当するものを除く。
- 2 水素供給設備 燃料電池自動車にその燃料として水素を供給する定置式又は移動式の設備
- 3 リース契約 燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約
- 4 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約に同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車の貸付等を行う者
- 5 割賦販売 燃料電池自動車の所有者である売主が、当該燃料電池自動車を買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該燃料電池自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車を販売すること。

第4 本事業の具体的内容

都は、次のとおり燃料電池自動車の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、2の助成金の交付対象となる燃料電池自動車（以下「助成対象自動車」という。）を購入し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす都内の区市町村又は当該区市町村と2の助成対象自動車に係るリース契約等を締結したリース事業者とする。

- (1) 自ら所有する土地を水素供給設備の設置用地として水素供給設備の設置又は運営に係る事業者等（以下「供給設備設置事業者等」という。）に提供すること。
- (2) 自ら所有する土地の水素供給設備の設置用地としての提供に向けて、供給設備設置事業者等と調整を行うこと。
- (3) 水素供給設備の設置に向け、自らの条例における地区計画に係る規定の改正その他水素供給設備の設置等に係る制度に関する必要な措置を行うこと。
- (4) 自ら策定する計画において、水素供給設備の設置数の増加をはじめとする水素エネルギーの普及促進に向けた取組を行うこと又は当該取組に係る支援策を行うことを明示すること。
- (5) その他都が水素エネルギーの普及拡大に資すると認めた取組を行うこと。

2 助成対象自動車の要件

助成対象自動車は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 初度登録日（助成対象自動車が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成26年12月26日から令和3年2月28日までの間である助成対象自動車（中古車を除く。）であって、初度登録日から起算して1年を超えないものであること。
- (2) 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。
- (3) 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置及び所有者（割賦販売の場合にあつては、使用者）の住所が都内にあること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象自動車本体の購入に要する費用とする。

4 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費に関し、経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱第3条のクリーンエネルギー自動車を導入する者に対する当該クリーンエネルギー自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業において算定される補助金額と同額とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年度から令和2年度までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成27年3月23日付26環エ計第354号）

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則（平成28年1月18日付27環地環第350号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月15日付29環地次第53号）

この要綱は、平成29年5月15日から施行し、平成28年4月1日に導入された助成対象自動車から適用する。

附 則（令和2年3月19日付31環地次第613号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。